

新専門医制度の更新基準 について-FAQ- ～第1版～

公益社団法人日本皮膚科学会
専門医資格認定委員会 編
2017年12月1日

FAQ目次

- Q1 . 新・専門医制度(以下、新制度)とは何ですか？
- Q2 . 新制度への移行は、いつから開始となりますか？
- Q3 . 具体的に現行制度と何が違うのですか？
- Q4 . “勤務実態の申告”とは何ですか？
- Q5 . “診療実績の証明”とは何ですか？
- Q6 . “専門医共通講習”とは何ですか？
- Q7 . “皮膚科領域講習”とは何ですか？
- Q8 . “その他学術業績”とは何ですか？
- Q9 . 専門医を更新するための単位取得の具体的な例を教えてください。
- Q10. 新制度になって専門医の更新が大変になった、ということでしょうか？
- Q11. “休止申請”とは何ですか？今までの“延期申請”と何が違うのですか？

【よくある質問をまとめた1問1答】

*はじめに

本FAQは、新専門医制度の皮膚科専門医更新基準に関する注意点や現行制度との変更点をQ & A形式でまとめた資料です。新専門医制度を理解するための資料の一つとしてご活用ください。

Q1 新・専門医制度（以下、新制度）とは何ですか？

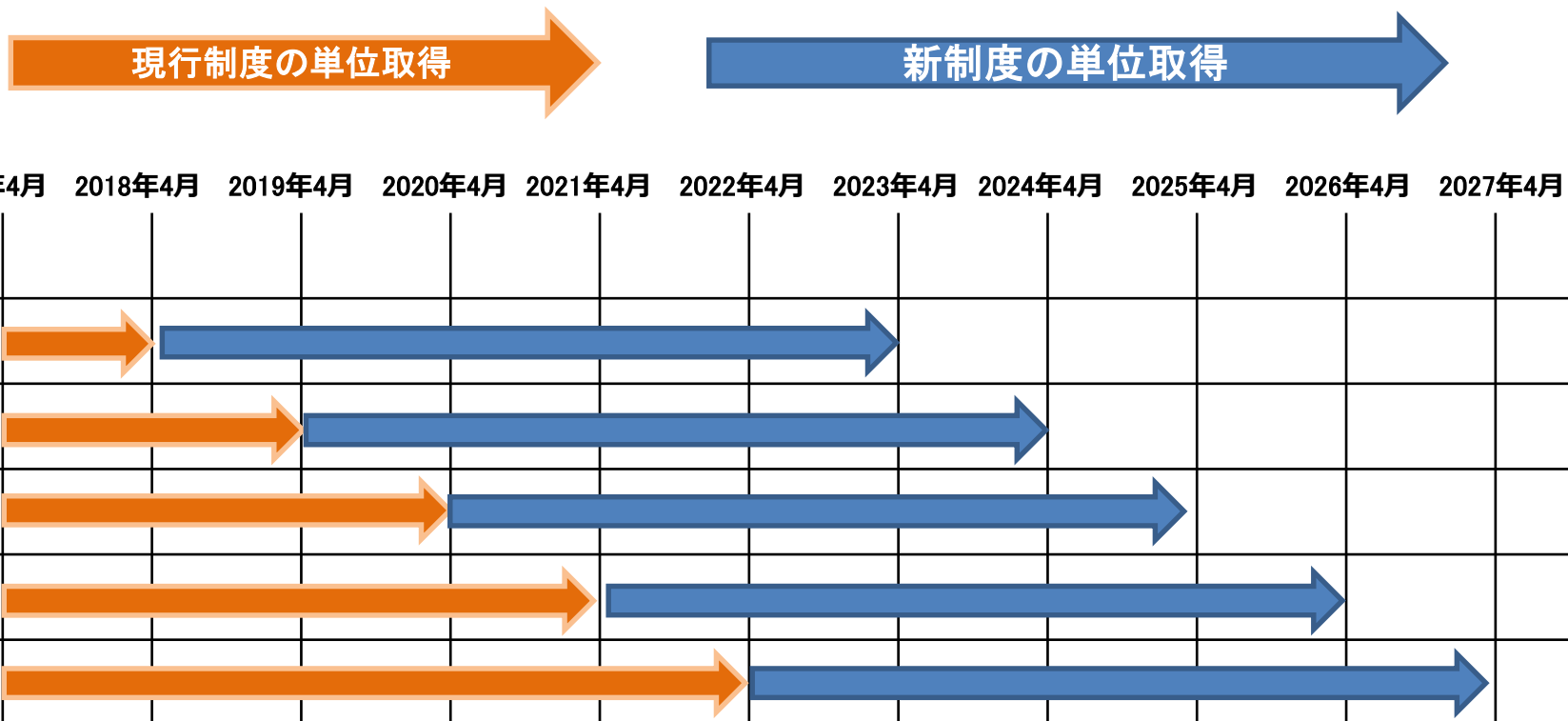
A1 2018年度から新たに開始する専門医制度のことです。2017年度現在、専門医は、各学会が個別に認定していますが、これを第三者機関である日本専門医機構（以下、機構）と学会が協力し、認定を行い、一定の水準にて専門医の質を担保すること、「専門医」を学会独自の私的な資格から公的な資格とすること等を目的として開始する制度のことを指します。2018年度から後期研修を開始する方から新制度での研修を行うこととなります。なお、現在、専門医として認定されている方々も移行期間を経て、機構認定の皮膚科専門医に移行することとなります。

Q2

新制度への移行は、いつから開始となりますか？

A2

現在、専門医資格を保有している方が新制度に移行する時期は、以下のとおりです。



現在、専門医の認定期間が2018年3月31日となっている方は、2018年4月から新制度のための単位を取得し、上記の表のとおり、順次開始となります。

Q3 具体的に現行制度と何が違うのですか？

A3 [次ページの表](#)をご覧ください。現行制度では、極端な例になりますが、毎年、日本皮膚科学会総会に参加することで更新に必要な単位の取得が可能でした。しかし、新制度では、日本専門医機構が示す『**専門医制度整備指針**』において、**標準的で適切な診断・治療を提供できる**医師が専門医であること、が示されました。そのため、標準的な医療を提供するには、日常の診療に従事していることの証明と専門医として必要な専門講習の受講が求められることとなりました。

現行制度と新制度の比較表について

[目次に戻る](#)

	現行制度	新制度
専門医認定期間	5年間	5年間
勤務実態の申告	2.5年間以上の診療に従事していること 非常勤の場合： <u>週4単位以上皮膚科に従事</u> ※午前または、午後の診療を1単位として計算する。	2.5年間以上の皮膚科診療に従事していること 非常勤の場合： <u>週12時間以上皮膚科に従事</u>
後実績単位	合計100単位必要 項目内訳：①講習会参加、②学会参加、③学会発表、④論文発表	合計50単位必要 項目内訳：①診療実績の証明、②共通講習の受講、③領域講習の受講、④学術業績・診療以外の活動
後実績単位の内訳	<u>とくになし。学会参加単位のみでの更新も可能。</u>	①診療実績の証明：最大10単位 ②共通講習の受講：最小3単位(3単位は必須)、最大10単位 ③領域講習の受講：最小20単位(取得方法により最小10単位) ④学術業績の単位：最大10単位(取得方法により最大20単位)
その他特例	現行の規定(2017年度現在)では <u>58歳以上の方が更新する場合、80単位必要。</u> <u>64歳以上の方が更新する場合、単位不要で更新可能</u> ※2018年度より一部改訂	<u>学会専門医を含め、専門医を3回更新し、かつ、65歳以上の場合、40単位で更新可能。</u> <u>*さらに、勤務実態の申告を免除し、上記①～④の項目ごとの取得単位の制限を撤廃。</u>
休止・延期	特別な理由(留学、妊娠、出産、病気等)により、更新できない場合は、 <u>2年を上限に延期申請することが可能</u>	特別な理由(留学、妊娠、出産、病気等)により更新できない場合は、 <u>専門医資格を休止することが可能</u>
資格回復	<u>失効した場合には、再度研修を行い、専門医資格を再取得する</u>	<u>何らかの事情のため、専門医を更新できなかった場合、理由書を提出し、審査を受け、当該理由が認められた場合には失効後1年以内に更新基準をみたすことで復活することができる</u> <u>資格を失った場合、喪失の理由書を添えて回復申請を行い、認められれば、次回更新時に基準を満たすことで回復となる</u> ※機構認定の専門医として1回以上更新している必要あり

Q4 “勤務実態の申告”とは何ですか？

A4 勤務実態の申告とは、専門医認定期間5年間のうち、累計2.5年間以上皮膚科診療に従事していることを所定のフォーマットに基づき自己申告することです。なお、非常勤勤務の場合は、週12時間以上、皮膚科の診療に従事していることが求められます。
具体的な証明方法としては、ホームページ等に公開されている診療分担表などを添付いただくことになります。

Q5 “診療実績の証明”とは何ですか？

A5 診療実績の証明とは、実際の診療に従事していることの証明を提示いただきます。具体的には以下の1と2が該当します。また、はじめて専門医資格を更新する場合には「**1.症例一覧の提示**」の提出は必須ですが、2回目以降の更新からは任意です。なお、診療実績の証明で取得できる単位は、最大10単位です。

【1.症例一覧の提示】・・・**はじめて専門医資格を更新する場合、必須**5年間に診療した症例について診療年月、病名、治療法、転帰、診療施設名、責任者氏名（印）などを10症例分提出ください。入院、外来は問いませんが、疾患名は偏らないよう配慮ください。10症例の提示で5単位認められます。

※皮膚科専門医研修カリキュラムに記載された35領域のうち複数の領域にわたることが望ましいです。

【2.専攻医の年間評価】

統括プログラム責任者、指導医が専門医研修プログラムにのっとり専攻医を指導し、専攻医の年間評価を行った場合、1年間に1単位付与されます。ただし、1年間に何人指導しても1単位のみ付与となります。

Q6 “専門医共通講習”とは何ですか？

A6 専門医共通講習とは、すべての基本領域専門医が共通して受講する項目です。具体的な内容としては、以下のとおりです。このうち、1～3の内容は、5年間のうちにそれぞれ1回は受講する必要があります。そのため、日皮会総会では1～3の内容を毎年開催し、支部大会でも1～3の内容のうち、いずれか1つを毎年順番に開催するようにしています。また、以下の内容を講演した講師には、1時間につき2単位付与します。さらに各病院で開催される院内安全講習会、感染対策講習会等も病院が日本専門医機構に申請し、承認を得ることで更新単位として認められます。なお、専門医共通講習で取得できる単位は、最大10単位です。

1. **医療安全講習会**（必修項目：5年間に1単位以上）
2. **感染対策講習会**（必修項目：5年間に1単位以上）
3. **医療倫理講習会**（必修項目：5年間に1単位以上）
4. 地域医療講習会
5. 保険医療講習会
6. 臨床研究/臨床試験講習会
7. 医療事故検討会
8. 医療法制講習会
9. 医療経済（保険医療など）に関する講習会
10. その他（指導医講習会など）

* 受講単位は原則として1時間の講演を聴講して1単位となります。

Q7 “皮膚科領域講習”とは何ですか？

A7 皮膚科領域講習とは、皮膚科専門医として受講すべき項目です。具体的な内容としては、以下のとおりです。また、他の項目に取得単位の上限が設定されていることから、皮膚科領域講習は概ね**20単位程度を取得すること**になります。また、学術集会における教育講演や特別講演（（1）に該当するもの）や日本皮膚科学会主催の教育講習会の講師には、1時間につき2単位付与します。なお、この項目に限り取得単位の上限はありません。

1. 皮膚科専門医委員会が指定する講演の聴講

- （1）皮膚科専門医委員会が指定する学術集会における教育講演、講習会、特別講演、シンポジウム、ワークショップ。
- （2）皮膚科専門医委員会が指定する学術集会におけるその他の形式の講演は個別に審議し、領域別講習にふさわしい内容と判断したもの。
- （3）日本皮膚科学会総会、支部学術大会、地方会の一般演題。
- （4）実習型の講習。

2. 日本皮膚科学会主催の教育講習会

* 受講単位は原則として1時間の講演を聴講したら、1単位となりますが、**（3）一般演題の聴講**と**（4）実習型の講習**は半日聴講（参加）し、1単位となります。

Q8 “その他学術業績”とは何ですか？

A8 その他学術業績とは、診療実績の証明や講習の受講以外で単位の取得が認められている項目です。具体的な内容については、主に以下のとおりです。なお、この項目で取得できる単位は、原則として最大10単位ですが、取得方法によっては最大20単位まで可能です。

項目名	取得単位	備考
①指定する学術大会における筆頭発表者と共同発表者（ <u>2nd author</u> に限る）	<u>1単位</u>	※筆頭発表の取得単位に限り最大10単位の上限を超えることができる
②指定する学術集会における司会、座長	<u>1単位</u>	
③指定する学術雑誌への内外論文の執筆	(筆頭) <u>2単位</u> (共著) <u>1単位</u>	※筆頭著者の取得単位に限り最大10単位の上限を超えることができる
④指定する学術雑誌の論文の査読	<u>1単位</u>	※対象：日皮誌、西日本皮膚科、JD誌、JDS誌
⑤日皮会ガイドライン作成委員会委員長	<u>2単位</u>	
⑥皮膚科専門医委員会の活動（問題作成や資格審査など）	<u>1単位</u>	※1年度、1業務につき1単位
⑦地方会への参加単位	<u>1単位</u>	※1年で2単位迄。5年で6単位迄 地方会の聴講単位に付随する。

Q9 専門医を更新するための単位取得の具体的な例を教えてください。

A9 以下に具体的な例を2例あげます。なお、これはあくまで具体例ですので、このケースでなければ更新できない、というわけではありません。

1 例目) 聴講がメインとなるパターン (標準的なパターン)

項目名	取得単位	説明
①診療実績の証明	10単位	診療実績20症例を提示しました
②共通講習の受講	3単位	総会に出席し、3つの必修項目を聴講しました
③領域講習の受講	37単位	総会や支部大会に出席し、教育講演など(計37講演)を聴講しました
④学術業績の単位	0単位	

2 例目) 講演をする機会が多いパターン (演者の立場にあるパターン)

項目名	取得単位	説明
①診療実績の証明	5単位	診療実績10症例を提示しました
②共通講習の受講	4単位	総会に出席し、3つの必修項目と指導医講習会を聴講しました
③領域講習の受講	31単位	総会や支部大会に出席し、教育講演(計21講演)を聴講し、5講演の講師を行いました
④学術業績の単位	10単位	自分が筆頭著者の論文を5編執筆しました

Q10 新制度になって専門医の更新が大変になった、ということでしょうか？

A10 現行制度ですと、総会に出席した際には後実績受付を1回行うことで20単位取得できていました。新制度では、後実績受付のみで単位を取得できるわけではなく、参加した学術大会において、「**どの教育講演を聴講した**」かの取得証明を求められるようになりました。ですので、各教育講演の会場前には、受付端末がセットされ、そこで日本皮膚科学会の会員証をかざしていただき聴講履歴を得ていただく必要があります。そのため、新制度は現行制度よりも細かい手続きが求められるようになった、と言えます。

Q11 “休止申請”とは何ですか？今までの“延期申請”と何が違うのですか？

A11 新制度では、現行制度における延期申請の代わりに専門医資格の“休止申請”を行うことができます。これは、休止すべき事情がある際に申請を行い、その申請が認められれば、専門医の活動を休止することが出来るものです。イメージとしては、専門医の認定期間は5年間あり、その5年間を連続5年間使用するのが通常の更新であり、休止申請は、例えば、2年＋休止1年＋3年の計6年のうち、休止期間を除いた5年間が専門医と名乗れる期間となるイメージです。

なお、休止期間中は専門医を呼称することが出来ないため、**後実績単位の取得**も休止期間中は認められませんのでご注意ください。

Q 1 現在の専門医認定期間が2020年3月31日までです。この時点の更新の際に機構認定の専門医資格へ移行したいのですが、これは可能でしょうか？

A 1 いえ、出来ません。一度、現行制度で日本皮膚科学会認定の皮膚科専門医として更新いただき、その5年後の更新の際に機構認定の皮膚科専門医として更新ください。なお、現状、学会認定と機構認定の専門医には何ら違いはありません。

Q 2 2.5年間の皮膚科診療の勤務実態を求めています。大学の人事の関係により、厚労省に出向しています。この場合、専門医資格の更新はできませんか？

A 2 いえ、申請することは可能です。何らかの事情により、皮膚科診療に従事していない場合やその他の特殊な勤務形態をされている場合には、委員会にて審議を行います。

Q 3 診療実績の証明として、10症例の提示を求められています。この提出は必須でしょうか？

A 3 学会専門医を含めて、1度も専門医を更新したことがない方の場合には必須です。1回以上、専門医資格を更新した方の場合には、提出は任意です。また、10症例で5単位ですので、仮に20症例を提出いただければ10単位として申請可能です。

Q4 専門医共通講習は、「基本領域専門医であれば共通して受講する項目」とのことですが、例えば、自分が所属している大学で主催するものでも単位として認められるのでしょうか？

A4 はい、認められます。ただし、共通講習に限らず受講すると単位として認められるものについては、主催者（基幹施設または連携施設）から専門医機構への申請が必要です。なお、共通講習の審査と手続きについては、専門医機構のホームページをご確認ください。

Q5 専門医共通講習も皮膚科領域講習も1時間につき1単位とのことですが、どのように受講管理を行うのでしょうか？

A5 現在、受付システムを本会で構築中です。この受付端末を総会などで教育講演を行っている会場の前に設置し、日本皮膚科学会の会員証を用いた受付を行う予定です。そのため、新制度では現行制度以上に会員証が重要となりますので、学会に参加する際には会員証を忘れないよう心がけてください。

Q6 専門医資格を3回更新し、次回の更新年度において65歳になります。この場合、専門医更新の特例にあたると思いますが、どのように更新申請すればよいのでしょうか？

A6 特例の措置として、40単位で更新可能です。また、その際には各項目の上限を撤廃しています。つまり、診療実績の証明は通常であれば、20症例10単位までですが、80症例40単位でも更新申請可能ということになります。

Q7 勤務実態2.5年間は、いつまでに取得できればよいでしょうか？

A7 更新申請をされるタイミングまでに取得してください。

Q8 専門医共通講習を開催するつもりです。どのように申請すればよろしいでしょうか？また、申請の際に気を付けるべきことはありますか？

A8 申請については、機構の所定のフォーマットにのっとり申請してください。また、原則として1時間の講演で1単位を取得することができますので、講演時間を1時間以上に設定するように気を付けてください（30分の講演は認められない可能性があります）

Q9 皮膚科領域講習を開催するつもりです。どのように申請すればよろしいでしょうか？また、申請の際に気を付けるべきことはありますか？

A9 申請については、皮膚科学会が用意するフォーマットにのっとり申請してください。また、こちらも上記同様、原則として1時間の講習で1単位の取得となります（一般演題や実習型講習を除く）。そのため、講演の開催時間については気を付けてください。

Q10 日本医師会が主催するものについては、どのように受講単位として認められますか？

A10 都道府県医師会が主催するものについては、日本医師会の「生涯教育制度・専門医の仕組み運営委員会（仮）」で審査を行うようになっております。詳細については、日本医師会または日本専門医機構にお問い合わせください。

Q11 専門医資格を2017年10月1日に取得しました。この場合、取得すべき単位は「新制度」でしょうか？それとも、「旧制度」でしょうか？

A11 2017年10月1日に新規専門医を取得した方は、「新制度」による単位を取得し、専門医資格を更新していただきます。以後、新規に専門医を取得する方についても同様です。

Q12 新専門医制度では、専門医資格の「休止申請」が出来ると書かれております。この「休止申請」が出来ようになるのは、いつからでしょうか？

A12 日本専門医機構からの連絡では、「機構認定専門医制度」に移行した後から可能、とのことですので。そのため、学会認定専門医制度として認定されており、新専門医制度の単位を取得している期間は、従来の延期申請による手続きをお願いいたします。